

Workstyle Design Project (WsDP) オンライン勉強会 会員規約

(令和8年1月1日施行)

第1条（目的）

本会は、一般社団法人障がい者ワークスタイル研究所（以下「当法人」という）が主催する**Workstyle Design Project (WsDP) オンライン勉強会**（以下「本勉強会」という）において、障害者就労の質と可能性を高めるために、実践者が知を持ち寄り、行動につなげる**共創の場**を運営することを目的とする。
本勉強会は、制度解説を目的とするものではなく、
社会をより良く変革するために考え・動く実践者が、信頼関係のもとで学び合う場として運営する。

第2条（活動内容）

本勉強会は、次の活動を中心に行う。

1. 月1回のオンライン勉強会（講師講話・対話・ネットワーキング）
 2. 会員間の学び合い、進捗共有、実践報告の機会の提供
 3. 企業・福祉・行政・教育・当事者など多様な実践者とのネットワーク形成
 4. 障害者雇用の「質」を高める新たなモノサシおよび実践モデルの検討・提案
 5. 民間主導による雇用モデル構築および政策提言
 6. 当法人の目的に資するその他の活動
-

第3条（対象および参加方針）

本勉強会は、以下の人々を対象とする。

- 障害者雇用に関わる企業経営者・人事担当者
- 就労支援・福祉事業所の管理者・実践者
- 行政・自治体・教育機関の関係者
- 研究者・NPO・公共団体
- 当事者・家族・支援者
- 雇用・就労の未来をより良く変革したいと考える実践者

本勉強会への参加および会員の入会は、原則として既存会員または運営委員の紹介によるものとする。紹介制とすることで、本勉強会の目的および理念を共有した実践者同士が、安心して率直な対話と学びを行える場を維持する。

第4条（会員種別）

本勉強会の会員は、次の通りとする。

- 1. 個人会員（年会員）**
毎年1月1日から12月31日までを対象期間とし、年会費を納入して活動に参加する者。登録時に入会金を納付する。
 - 2. 法人会員（年会員）**
毎年1月1日から12月31日までを対象期間とする法人または団体。
同一法人内から最大5名まで参加できる。
代表者1名を登録し、当法人との連絡窓口とする。
代表者は本勉強会の理念に賛同するものとする。
登録時に入会金を納付する。
 - 3. 月会員・単発参加者**
年度途中または特定回のみ参加を希望する者。
紹介者を通じて参加し、1回あたりの参加費を納入して参加できる。
 - 4. ビジター（紹介制）**
既存会員または運営委員の紹介により、単発で参加する者（初回無料）。
 - 5. 運営委員・特別会員**
当法人が推薦または承認した者。
-

第5条（入会金および会費）

1. 入会金および会費は次の通りとする。
 - **入会金：10,000円（税込）**
※個人会員・法人会員ともに初年度のみ徴収する。
 - **個人会員 年会費：10,000円（税込）**
 - **法人会員 年会費：20,000円（税込）**
※同一法人内最大5名まで参加可能。
 - **月会費（単発参加費）：2,000円（税込）／回**
 2. 会費および入会金の支払いは、当法人が指定する電子決済（Peatix等）によるものとする。
 3. 個人会員および法人会員の年会費は、Peatixの決済システムにより毎年自動更新され、登録されたクレジットカードから自動的に決済されるものとする。
 4. 自動更新を希望しない場合、会員は更新日の前日までに当法人所定の退会手続きを行うものとする。
 5. 納入された会費および入会金は、当法人の責に帰すべき事由がある場合を除き、返金しない。
-

第6条（会員の権利）

会員は以下の権利を有する。

1. 月次オンライン勉強会への参加
 2. 食事会・視察・交流会など関連イベントへの優先参加
 3. 自身の実践・研究・事例を発表できる会員プレゼン枠への参加
 4. 会員専用資料・動画アーカイブへのアクセス
 5. 会員間ネットワーキングおよび協働プロジェクトへの参加
 6. 法人会員は、同一法人内最大5名まで上記特典を行使できる
-

第7条（会員の義務）

会員は以下の義務を負う。

1. 本勉強会の目的および理念を理解し、互いを尊重して参加すること
 2. 勉強会で知り得た非公開情報を第三者に漏らさないこと
 3. 他会員、講師、当法人の信用および名誉を損なう行為を行わないこと
-

第8条（会員資格の喪失）

次の各号に該当する場合、当法人は会員資格を停止または抹消することができる。

1. 会費の支払いを2か月以上滞納したとき
 2. 本規約または運営ルールに違反したとき
 3. 他会員に対する迷惑行為や、本勉強会の秩序を著しく乱す行為を行ったとき
 4. 当法人が継続的参加に不適当と判断したとき
-

第9条（開催および運営）

1. 勉強会は原則として毎月1回（19:00～20:30）、オンラインにて開催する。
 2. 各回終了後、任意参加の交流時間を設けることができる。
 3. 講師・テーマ・日程は運営委員会にて協議のうえ決定する。
 4. 会費収入は、講師謝金、運営経費、配信環境整備等に充当する。
-

第10条（免責事項）

1. 勉強会での発言・資料等の内容は講師個人の見解で、当法人の公式見解ではない。
 2. 勉強会内外における会員間のトラブルについて、当法人は一切の責任を負わない。
-

第11条（規約の改定）

本規約は、運営委員会の議決および当法人代表理事の承認により改定することができる。

附則

1. 本規約は令和8年1月1日より施行する。
2. 本勉強会の会員制度は、同日より新たに開始する。